



島根県報

平成19年 9 月 4 日 (火)
第 1,911 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

| | |
|--|---------------|
| 告 示 | |
| 換地処分 | (農 村 整 備 課) 1 |
| 保安林予定森林 | (森 林 整 備 課) 1 |
| 森林法189条の規定による告示及び掲示 (2 件) | (") 2 |
| 道路の区域の変更 | (道 路 維 持 課) 2 |
| 道路の供用開始 | (") 3 |
| 公 告 | |
| クリーニング師試験の実施 | (薬 事 衛 生 課) 3 |
| 平成19年度後期技能検定の実施 | (労 働 政 策 課) 4 |
| 人委規則 | |
| 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 8 |
| 人委告示 | |
| 平成19年度島根県警察官 (武道) 採用試験の実施 | 9 |

告 示

島根県告示第720号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第54条第 3 項の規定により、雲南市三刀屋町土地改良区理事長から大蔵地区における換地処分を平成19年 8 月13日付けで行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 9 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第721号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 9 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡西ノ島町大字宇賀字知当88、103、104
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び西ノ島町役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第722号

平成19年島根県告示第647号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不明である通知の相手方 | |
|-------------------|-------------|-----------------|
| | 保安林の権利者 | 住 所 |
| 安来市上吉田町角戸1547 - 2 | 金築 高夫 | 安来市上吉田町620 - 12 |

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第723号

平成19年島根県告示第675号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不明である通知の相手方 | |
|--------------------------|-------------|------------------|
| | 保安林の権利者 | 住 所 |
| 江津市有福温泉町1129 - 20 | 河上 千一 | 福岡県飯塚市鯉田2517 - 6 |
| 浜田市長沢町78 - 1、79、1424 - 1 | 景山 博 | 浜田市長沢町78 - 2 |

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

島根県告示第724号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の 種 類 | 路 線 名 | 道 路 の 区 域 | | | 管轄する地 方機関の名 称 | 備 考 | |
|------------|------------|--|------------|------------------------|---------------------|------------------------|--|
| | | 区 間 | 変更前 後の別 | 敷地の幅員 | | | 延 長 |
| 県 道 | 温泉津川本 線 | 大田市温泉津町井田イ 357番 1 地先から同イ 931番 1 地先まで | 前 A | メートル 6.50 ~ 7.50 | メートル 292.00 | 県央県土整 備事務所大 田事業所 | 左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解 消 市道移管 |
| | | | 前 B | 14.00 ~ 43.00 | 280.00 | | |
| | | | 後 B | 11.00 ~ 43.00 | 280.00 | | |

島根県告示第725号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の 種 類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 延 長 | 供用開始 年 月 日 | 管轄する地 方機関の名 称 | 備 考 |
|------------|-------|--|----------------|------------------|------------------------------|-----|
| 一般国道 | 432号 | 安来市広瀬町広瀬774番 4 地先から同940 番地先まで | メートル 157.00 | 平成19年 9 月 4 日 | 松江県土整 備事務所広 瀬土木事業 所 | |
| 県 道 | 大田桜江線 | 邑智郡川本町大字北佐木311番 1 地先か ら同大字655番 2 地先まで | 26.00 | 平成19年 9 月 4 日 | 県央県土整 備事務所 | |

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条第 1 項の規定により、平成19年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成19年 9 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成19年11月 9 日（金）午前 9 時40分から午後 5 時まで（午前 9 時15分から受付開始。昼休みを含む。）

2 試験場所

松江市東津田町1741 - 1 島根県松江合同庁舎

3 試験の内容

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

ア 薬品及び繊維の鑑別

イ しみぬき

ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

6 受験願書等の受付期間

平成19年9月11日（火）から同年9月28日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成19年9月28日までの消印のあるもの限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690 - 0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（正面上半身、脱帽の手札型（11cm×8cm）とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合のみ）

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成19年12月14日（金）に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690 - 0887 松江市殿町128番地 電話（0852 - 22 - 5259））にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

平成19年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成19年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

鋳造

金属熱処理

機械加工
放電加工
金属プレス加工
工場板金
仕上げ
機械検査
ダイカスト
機械保全
電子機器組立て
電気機器組立て
空気圧装置組立て
油圧装置調整
建設機械整備
婦人子供服製造
紳士服製造

(2) 1 級技能検定及び 2 級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
金属溶解（軽合金反射炉溶解作業）
工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）
ローブ加工（ローブ加工作業）
機械検査（機械検査作業）
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
油圧装置調整（油圧装置調整作業）
縫製機械整備（縫製機械整備作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）
和裁（和服製作作業）
強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）
石材施工（石材加工作業）
菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
ガラス施工（ガラス工事作業）
テクニカルイラストレーション（立体図作成作業）

機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)

電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)

塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3級技能検定を実施する職種(作業名)

機械検査(機械検査作業)

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

和裁(和服製作作業)

建築大工(大工工事作業)

配管(建築配管作業)

テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業)

機械・プラント製図(機械製図手書き作業)

電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級技能検定を実施する職種(作業名)

電子回路接続(電子回路接続作業)

樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成19年12月3日(月)から平成20年2月24日(日)までの間で別途職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

平成20年2月3日(日)

イ 1級及び2級

| 職 種 | 学 科 試 験 日 |
|--|---------------|
| 金属溶解、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験 | 平成20年1月27日(日) |
| さく井、工場板金、ロープ加工、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図 | 平成20年2月3日(日) |
| 機械保全、縫製機械整備、和裁、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装 | 平成20年2月10日(日) |

ウ 3 級

| 職 種 | 学 科 試 験 日 |
|-----------------------------|---------------------|
| 機械検査、電気機器組立て、配管 | 平成20年 1 月27日 (日) |
| 冷凍空調和機器施工、機械・プラント製図 | 平成20年 2 月 3 日 (日) |
| 和裁、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図 | 平成20年 2 月10日 (日) |

エ 単一等級

| 職 種 | 学 科 試 験 日 |
|------------------|--------------------|
| 電子回路接続、樹脂接着剤注入施工 | 平成20年 2 月10日 (日) |

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成19年11月26日 (月) に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の 5 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1 級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2 級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3 級技能検定にあつては規則別表第13の 2 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の 5 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島 1 丁目 4 番地 5 号 S P ビル 2 階

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成19年10月 1 日 (月) から平成19年10月12日 (金) までとする。ただし、郵送 (書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。) の場合は、平成19年10月12日 (金) の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

ア 特級

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|-----|------------|------------|
| 全職種 | 15,700円 | 3,100円 |

イ 1 級、2 級、3 級及び単一等級

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|--------------------------------------|------------|------------|
| 下記以外の職種 | 15,700円 | 3,100円 |
| 機械検査、婦人子供服製造 | 13,000円 | |
| 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製 図、電気製図 | 11,500円 | |

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校又は各種学校在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

| 職 種 | 実技試験の手数料の額 | 学科試験の手数料の額 |
|--------------------------------------|------------|------------|
| 下記以外の職種 | 10,500円 | 3,100円 |
| 機械検査 | 8,700円 | |
| 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製 図、電気製図 | 7,700円 | |

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成20年3月18日（火）に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成20年3月18日（火）に書面で通知する。
- (3) 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

島 根 県 人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9 月 4 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第19号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 から別表第21までを次のように改める。

別表第 5 から別表第21まで 削除

別表第23から別表第28までを次のように改める。

別表第23から別表第28まで 削除

別表第30から別表第50までを次のように改める。

別表第30から別表第50まで 削除

別表第58病院の項中「院長 副院長 部長 次長 医長 課長 科長 婦長 総務係長 財政係長」を「院長 統括副院長 副院長 診療局長 部長 次長 医長 課長 総務係長 財政係長」に改める。

別表第59から別表第65までを次のように改める。

別表第59から別表第65まで 削除

別表第66中「六日市町外二ヶ町村養護老人ホーム組合」を「鹿足郡養護老人ホーム組合」に改める。

別表第68から別表第70までを次のように改める。

別表第68から別表第70まで 削除

別表第71病院の項中「院長 事務長 医長 総看護婦長 看護婦長 総務課長 医事課長」を「院長 副院長 事務長 医長 総看護師長 看護師長 診療技術部長 科長 総務課長 医事課長 総務課長補佐」に改める。

別表第74及び別表第75を次のように改める。

別表第74及び別表第75 削除

別表第76事務局の項中「総務医療課長」を「総務課長」に改め、同表隠岐病院の項中「総婦長」を削り、同表隠岐島前病院の項中「婦長」を「看護部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第 8 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第 1 項の規定に基づき、平成19年度島根県警察官（武道）採用試験を次のとおり実施する。

平成19年 9 月 4 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成19年 9 月 5 日（水）～同年 9 月26日（水）

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、9 月26日に到着したものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、9 月21日（金）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

| 採用区分 | 採用予定人員 | 職 務 内 容 |
|------|--------|--|
| 武道 A | 1 名 | 警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。 |
| 武道 B | 1 名 | |

（注）採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

| 採用区分 | 年 齢 ・ 資 格 等 |
|------|--|
| 武道 A | <p>次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者</p> <p>ア 昭和56年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>イ 昭和61年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者</p> |
| 武道 B | <p>次のア及びイのいずれにも該当する者</p> <p>ア 昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成20年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。</p> <p>イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者（柔道は、平成20年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上）</p> |

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 区分 | 日 時 | 試験地及び試験場 | 合 格 発 表 |
|-----|--|--|---|
| 第一日 | <p>平成19年10月13日（土）</p> <p>受付時間 8：30～8：40</p> <p>試験時間（予定） 9：00～17：00</p> | <p>松江市</p> <p>島根県職員会館 （松江市内中原町）</p> | <p>11月2日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。</p> |
| 第二日 | <p>平成19年10月14日（日）</p> <p>試験時間（予定） 9：00～17：00</p> | <p>松江市</p> <p>島根県職員会館 （松江市内中原町）</p> <p>島根県立武道館 （松江市内中原町）</p> | |

5 試験の種目及び内容

| 区分 | 試験種目 | 内 容 | | | | |
|------|------------------------|---|------|------------------|------|---------------|
| | <p>教養試験 （100点）</p> | <p>警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（武道A：大学卒業程度、武道B：高校卒業程度）</p> <p>警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査</p> <p>なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・身 長</td> <td>おおむね160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体 重</td> <td>おおむね47キログラム以上</td> </tr> </table> | ・身 長 | おおむね160センチメートル以上 | ・体 重 | おおむね47キログラム以上 |
| ・身 長 | おおむね160センチメートル以上 | | | | | |
| ・体 重 | おおむね47キログラム以上 | | | | | |

| | | | |
|--------|------------------|---|---|
| 武 道 | 身体検査 | 男 性 | <ul style="list-style-type: none"> ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 |
| | 専門実技試験 (300点) | 警察官(武道)として職務遂行上必要な体力、技能を有するかどうかの実技試験 課題技を与える基本的技能 試験補助員との試合形式による実践的技能 | |
| | 面接試験(500点) | 警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出) | |
| | 作文試験(100点) | 文章による表現力、思考力等の試験 | |
| | 適性検査 | 職務遂行に必要な適性の検査 | |
| | 身体検査 | 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出) | |

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(武道)請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形 2 号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申し込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官(武道)申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者(警察本部長)からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 武道 A 区分受験者で、大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、上記 3 の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、一定期間(武道 A : 6 ヶ月、武道 B : 10 ヶ月)初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は県内の各警察署に配置される。また、その後原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

8 給与

初任給は、平成19年 4 月 1 日現在、大学卒22歳で月額195,000円、高校卒18歳で月額162,800円、このほか給与条例等の定めに従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。(学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

